

参考資料 9.

RELACION DE EX-PARTICIPANTES DE LOS CURSOS sobre PREVENCIÓN DE DELITOS

(Programa Senior, Tratamiento de Infractores y Administración de la Justicia Penal)

Señor Ex-Becario de JICA
Carlos CASTILLO RIOS
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Reinaldo Antonio MARTIN FIGUEROA
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Gina Norry PORTUGAL HIDALGO
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Elena Esther SALGUERO
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Moisés PANTOJA RODULFO
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Alejandro RODRIGUEZ MEDRANO
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Dennis CHAVEZ DE PAZ
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Luis LAMAS PUCCIO
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Irene Guillermina CHAVEZ GIL
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Jorge Eulogio CHANG MONT
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Orlando TAFUR DEL AGUILA
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Alfredo FERREYROS PAREDES
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Francisco ARCA PATIÑO
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Juan Carlos SCHIAPPA PIETRA
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Lina Mercedes MUÑOZ RODRIGUEZ
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Rosa Isabel ALVA VASQUEZ
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Ana Marina SANTA CRUZ VILLANUEVA
Ciudad

Señorita Ex-Becaria de JICA
Beatriz Mercedes ARENAS ALVARADO
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
José Miguel LA ROSA
Ciudad

Señor Ex-Becario de JICA
Américo Carlos CACERES MARI
Ciudad

Invitados

Doctor

MOISES PANTOJA RODULFO

Presidente

Corte Suprema de Justicia

Palacio de Justicia

Av. Paseo de la República s/n, Piso 2, Lima 1

Doctora

BLANCA NELIDA COLAN MAGUIÑA

Fiscal de la Nación

Ministerio Público

Av. Abancay Cra 5, Lima

Ex Edificio del Ministerio de Economía y Finanzas)

Doctor

EDGARD SOLIS CANO

Vice Ministro del Interior

Ministerio del Interior

Plaza 30 de Agosto N° 150, Córpac

Señor

LUIS BRINGAS SILVA

Presidente

Instituto Nacional de Bienestar Familiar

Av. San Martín 685, Pueblo Libre

General (r)

JUAN NAKANDAKARI KANASHIRO

Presidente de la Comisión Reorganizadora

Instituto Nacional Penitenciario

Jirón Carabaya 456, Lima

Doctor

CARLOS HERMOZA MOYA

Ministro de Justicia

Ministerio de Justicia

Scipión Llona 350, Miraflores

(Altura Cdra 42 Av. Arequipa)

Doctora

MARIA JESUS REYNAFARJE GONZALES

Secretaria Ejecutiva

Cooperación Técnica Internacional

Ministerio de la Presidencia

Teniente General PNP
ANTONIO KETIN VIDAL
Director General de la Policía Nacional
Ministerio del Interior
Plaza 30 de Agosto N° 150, Córpac

Coronel E.P.
CARLOS DELGADO MEDINA
Director General
Oficina Sectorial de Planificación
Ministerio del Interior
Plaza 30 de Agosto N° 150, Córpac

Doctor
MARCOS IBAZETA MARIÑO
Presidente
Corte Superior de Justicia de Lima
Palacio de Justicia
Av. Paseo de la República s/n, Piso 3, Lima 1

Economista
MANUEL BENITES ATARAMA
Gerente Central de Presupuesto, Informática
y Planeamiento
Ministerio Público
Av. Abancay Cra 5, Lima
Ex Edificio del Ministerio de Economía y Finanzas}

Señor
DENIS RAMIREZ CASTILLO
Director General
Oficina General de Economía y Desarrollo
Ministerio de Justicia
Scipión Llona 350, Miraflores

Señor
José Antonio LUNA BAZO
Secretario Ejecutivo
Comisión Ejecutiva del Ministerio Público

Doctor
Carlos Alberto YRIGOEYEN FORNO
Cooperación Técnica Internacional
Secretaría Ejecutiva
Comisión Ejecutiva del Ministerio Público

Embajador
Julio Vega Erausquin
Director de la Oficina de Proyectos
Cooperación Técnica Internacional
Secretaría Ejecutiva
Comisión Ejecutiva del Ministerio Público

Invitados

Doctor

VLADIMIR PAZ DE LA BARRA

Decano

Colegio de Abogados de Lima

Av. Santa Cruz 255, Miraflores , Lima 18

Tel 4216018

Fax 4419484

Doctor

LUIS ROMERO ZAVALA

Decano

Colegio de Abogados del Callao

Av. O. R. Benavides 4368, Callao

Tel/fax 4640222

Univ. 4332795

Doctor

CARLOS MONTOYA

Presidente

CONSEJO NACIONAL DE LA MAGISTRATURA

Av. Angamos Oeste 355 Miraflores

Telfax: 4474906

Doctor

Francisco EGUIGUREN

Director

Academia de la Magistratura

Calle Sisley 130, San Borja

Telef. 2250477

Fax 4763754

General PNP

Luis Alberto COQUIS COX

Director General de Apoyo a la Justicia

Ministerio del Interior

Los Cibeles 150 , Rímac

Complejo Policial 7 de Agosto

Telef 4814383

4814395

Coronel

Darío ZEGARRA PORRAS

Policía Judicial

Doctor
JORGE SANTISTEVAN DE NORIEGA
Defensor del Pueblo
Defensoría del Pueblo
Jirón Ucayali 388, Lima
Teléf. 4268033
Fax 4266657

Doctora
AURORA RIVAS PATRON
Asesora en la Defensoría
del Pueblo

Señor
HUBERT LANSSIERS
Presidente de la Comisión Gubernamental de Diálogo con los Organismos de
Defensa de los Derechos Humanos
Av. El Golf Los Incas s/n, Colegio Recoleta, La Molina
Telf. fax 4374651

Doctor
VICTOR RAUL CASTILLO CASTILLO
Presidente
Comisión Ejecutiva del Poder Judicial
Palacio de Justicia , Segundo Piso
Tel/fax 4282347

INVITADOS

General PNP
LUIS PERRIGO PERRIGO
Director General
DINANDRO
Ministerio del Interior
República de Chile 614, Jesús María

Coronel EP
Amador MILLONES BUSTAMANTE
Director General
Oficina Ejecutiva de Control de Drogas
Ministerio del Interior
Plaza 30 de Agosto 150, Córpac, San Isidro

Coronel
Jorge Claudio MONTANI SACO
Jefe de Oficina de Coordinación Internacional
DINANDRO
Ministerio del Interior
República de Chile 614, Jesús María

Señor
JUAN OSCAR ORRILLO ALARCON
División Tráfico de Drogas
DINANDRO
Ministerio del Interior
República de Chile 614, Jesús María

Señor
ENRIQUE MEDRI GONZALES
DINANDRO
Ministerio del Interior
República de Chile 614, Jesús María

Doctora
GLADYS FERNANDEZ
Fiscal Superior de Familia
Ministerio Público
Av. Abancay Cdra 5, Lima

Doctora
Luz María CAPUÑAY CHAVEZ
Vocal de la Corte Superior
Oficina de Control Interno
Poder Judicial

Universidades

Doctora
GABRIELA ARANIBAR FERNANDEZ DAVILA
Decana
Facultad de Derecho
Universidad Femenina del Sagrado Corazón

Doctor
ALFREDO QUISPE CORREA
Decano
Facultad de Derecho
Universidad San Martín de Porres
Av. Javier Prado Oeste 580, San Isidro
Telef 4409821

Doctor
JOSE ANTONIO SILVA VALLEJO
Decano
Facultad de Derecho y Ciencias Políticas
Universidad Nacional Mayor de San Marcos
Ciudad Universitaria, Av. Venezuela Cdra 34
Pabellón de Derecho
Tel/fax

Doctor
FELIPE GARCIA ESCUDERO
Decano
Facultad de Derecho y Ciencias Políticas
Universidad Nacional Federico Villarreal
Av. Nicolás de Piérola 351, Lima
Tel/fax 4334683 - 4251725 (19)

Doctor
ARMANDO RODRIGUEZ GONZALES
Profesor de Derecho Penal
Director de la Escuela de Derecho
Universidad Nacional
Federico Villarreal

Doctor
JOSE LEON BARANDIARAN HART
Decano
Facultad de Derecho y Ciencias Políticas
Universidad de Lima
Javier Prado Este s/n Surco
Tel/fax 4375116

Doctora
GABRIELA ARANIBAR FERNANDEZ DAVILA
Decana
Facultad de Derecho
Universidad Femenina del Sagrado Corazón
Av. Los Frutales 956, la Molina
Tel 4364641
Fax 4363247

Doctor
Lorenzo ZELEZZI IBARCENA
Decano
Facultad de Derecho
Pontificia Universidad Católica del Perú
Av. Universitaria Cdra 18, s/n
Tel. 4623501

Doctor
Luis ROMERO ZAVALA
Decano
Facultad de Derecho y Ciencias Políticas
Universidad Inca Garcilazo de la Vega
Av. Petit Thoars Cdra 2, N° 248, Lima
Tel/fax 4332795

Doctor
Eduardo MOLINA MONTOYA
Secretario Académico
Facultad de Derecho

Sociólogo
JOSE ANTONIO BUITRON ALEJANDRO
Universidad Católica

LISTA DE LOS ASISTENTES AL SEMINARIO SOBRE
PREVENCIÓN DE DELITOS Y CONTROL DE DELITOS
VINCULADOS A DROGAS

CONACUID:

DRA. NAJAH KAPROUNI DE RAUSEO
DRA. ELJANA CHERUBINI
DRA. ARACELIS CAROLINA NAVAS

POLICIA METROPOLITANA:

COMISARIO JEFE EDGAR ALBERTO BARRIENTOS HERNANDEZ
SUB-COMISARIO JULIO DEL CARMEN DUQUE MONTOYA
INSPECTOR JEFE BENJAMIN PIMENTEL AVILAN

DISIP:

GENERAL LUIS MIGUEL GONZALEZ-SUBDIRECTOR DISIP
COMISARIO GENERAL JOSE ANTONIO NATERA R-JEFE
REGION CAPITAL
COMISARIO MAURICIO SALAS-JEFE BRIGADA 72.CIUDAD
BOLIVAR

FISCALIA GENERAL DE LA REPUBLICA:

DRA. EMILIA ESTE DE GUEDEZ
DRA. IRAJDA GONZALEZ PUPPIO
DRA. MIRIAN ROSALES CARDENAS

MINISTERIO DE JUSTICIA:

DRA. JULIA GARCIA RAMOS-ASESORA LEGAL DIRECCION
DE PRISIONES
DRA. ANA ROSA LUIS PEREZ-ASESORA LEGAL DIRECCION
DE PRISIONES
DR. ANTONIO JOSE MARVAL JIMENEZ-DIRECTOR DE
PRISIONES

CORTE SUPREMA DE JUSTICIA:

DRA. MARIA CONCEPCION PALACIOS-SECRETARIA DE LA
SALA DE CASACION PENAL

DRA. MILAGROS OSORIO WEVER-ABOGADO ASISTENTE DEL
DR ISMAEL RODRIGUEZ SALAZAR
(PRESIDENTE SALA CASACION
PENAL)

GUARDIA NACIONAL:

CORONEL (GN) CARLOS GIANNINI MAYORANA
MAYOR (GN) JOSE MALDONADO DUPUY
CAPITAN (GN) JOSE RUGELES RODRIGUEZ
TENIENTE (GN) LUIS ASTUDILLO DOMINGUEZ
SUBTENIENTE (GN) LUIS ROMERO MALAVE
SUBTENIENTE (GN) MARIELA BRAVO PALACIOS

CUERPO TECNICO DE POLICIA JUDICIAL:

COMISARIO ALEJANDRO HERNANDEZ
SUB-COMISARIO JOSE R. LEON A.



La Agencia de Cooperación Internacional del Japón
(JICA)

tiene el honor de entregar este certificado a

Doña AURORA RIVA PATRON

en reconocimiento a su participación en el

**SEMINARIO SOBRE
PREVENCION DE DELITOS**

*llevado a cabo por la Misión de Seguimiento
Técnico de Ex-Becarios*

*realizado en El Pardo Hotel, Ciudad de Lima
el 18 de Octubre de 1996*

Lima, 18 de Octubre de 1996

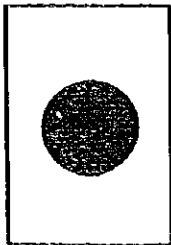
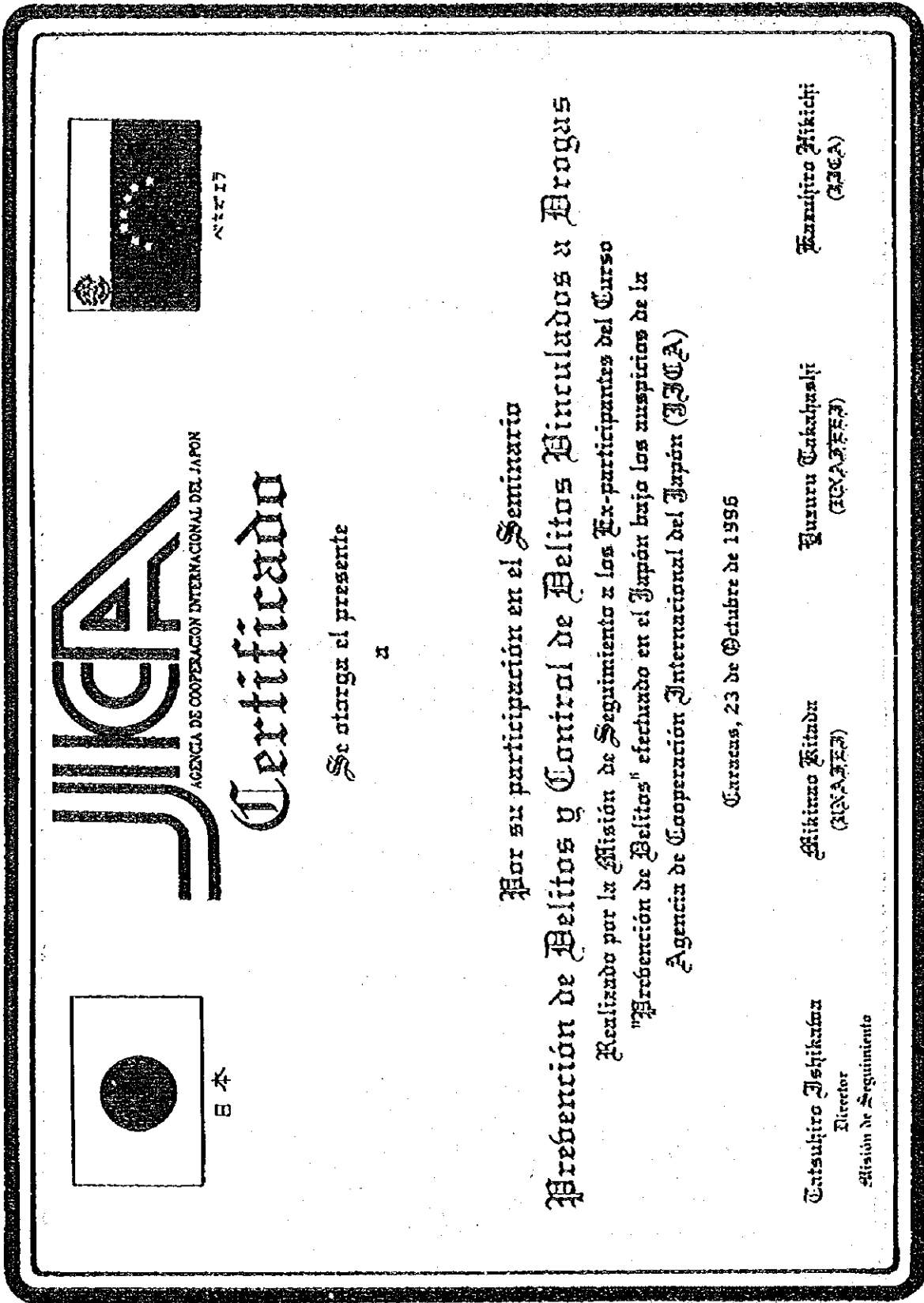
T. Ishikawa

Sr. Tadahiro ISHIKAWA
Jefe de la Misión
de Seguimiento Técnico de los
Cursos sobre Prevención de Delitos



M. Aoki

Sr. Masoshi AOKI
Representante Residente
JICA Perú



日本

JICA
 AGENCIA DE COOPERACION INTERNACIONAL DEL JAPON



VENUELA

Certificado

Se otorga el presente

2

Por su participación en el Seminario
Preparación de Belitos y Control de Belitos Vinculados a Drogas
 Realizado por la Misión de Seguimiento a los Ex-participantes del Curso
 "Preparación de Belitos" efectuado en el Japón bajo los auspicios de la
 Agencia de Cooperación Internacional del Japón (JICA)

Caracas, 23 de Octubre de 1996

Tetsuhiro Ishikawa
 Director
 Misión de Seguimiento

Hikimao Kitada
 (HKAJEE)

Tuzuru Uekahashi
 (UJAJEE)

Tetsuhiro Ishikawa
 (IJKJ)

参考資料 13. コース概要

1. コース名等

(1) コース名

和 文：犯罪防止（矯正保護）コースⅡ

英 文：Group Training Course in Crime Prevention
(The Treatment of OffendersⅡ)

(2) 研修期間

平成8年4月8日から同年7月7日（91日間）

(3) 定 員

15名

2. コースの目的

この研修は、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)設立の趣旨に従い、同研修所及び国際協力事業団が、広く国内外からの研修員の参加を募り、我が国並びにアジアを中心とする諸外国における犯罪者処遇に関する諸問題を検討することにより、地域諸国における犯罪者処遇制度の発展と有効な社会防衛施策の樹立に寄与し、併せて関係諸国民の相互理解と親善を図ることを目的としている。

3. コース開設の背景

国連アジア極東犯罪防止研修所は、昭和36年に国際連合と日本政府との間に締結された「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本政府との間の協定」に基づいて設置され、37年からアジア極東地域における警察・検察・裁判・矯正・保護その他の刑事司法関係機関の中堅幹部職員を対象に延べ100回に亘り犯罪・少年非行の防止及び処遇に関する研修を実施してきた。

現在、研修は「矯正保護」・「刑事司法」・「上級」の3コースにより構成されており、それぞれ年間1コースを実施している。

「矯正保護」コースは、主として刑務官、保護観察官、社会・児童福祉職員を対象としており、自国における当該分野の現状と問題点及び対策について討議を行う比較研究、また当面している重要課題について数名のグループで討議するグループ・ワークショップ等からなっている。研修指導は、日本政府が本コースのために招聘する外国人客員専門家及び特別講師、同研修所教官等により行われる。

研修期間中、研修員は刑務所や保護観察所等関係機関の施設を訪問し、我が国の矯正保護

の実情について理解を深めることとなっている。

4. 到達目標

主要課題は、「犯罪者の非拘禁措置の充実による犯罪者処遇の改善～東京ルールズに照らした非拘禁措置の現状と将来」を予定しており、その趣旨は、次のとおりである。

犯罪者の身柄の拘束は、適正な刑事司法手続を確保し、また、刑罰の一形態として社会の正義の実現と社会防衛のためにも必要不可欠な刑事司法における最も基本的な手段である。

しかし、他方で、犯罪者の権利を必要以上に制約しない人道的な見地と、拘禁措置の多用による刑事施設の過剰収容から生じる弊害を避ける見地から、適正な刑事司法手続が確保される限りにおいては身柄拘束を出来るだけ回避しようとする様々な措置も各国で採られている。そして、更に積極的に、保護観察など、犯罪者に対する地域を基盤とした更生保護のための措置も様々な形で展開されている。これは、犯罪者の再犯罪防止のために、矯正施設に隔離して監督するばかりでなく、彼らを刺激や葛藤のある社会の中で生活させながら指導・監督・援助を行うことも重要であるとの認識の上になされている。

このように、犯罪者に対する非拘禁措置（起訴猶予、保釈、執行猶予、保護観察、仮釈放など）は、身柄拘束の必要性とのバランスを考慮し、また、施設内の処遇との相互補完を目指しつつ、効果的な刑事司法制度を実現するために用いられている。

しかしながら、犯罪者に対する非拘禁措置の導入の範囲・程度については、国により大きな違いがある。例えば麻薬依存者など再犯性の高いと思われる犯罪者に対しても、地域社会の中で効果的に指導・監督・援助を行ってその再犯防止に努めている国もある一方、多くの国では、このような制度が未発達のまま放置されているため、犯罪者は自由刑の服役を終えた後、保護・監督なしに社会に帰され、社会に適応することができないている場合がある。また、未決拘禁の代替策の運用が不十分なために、拘置施設が収容過剰となり、結果的に劣悪な環境の下での未決拘禁が長期間続いている場合もある。

一般に非拘禁措置の在り方は、それを適用する段階、自由を拘束する（義務を課する）程度、指導・監督の内容などにより多様な変化を持ち得るものである。また、自由刑に代わる非拘禁措置は、犯罪者の行動を統制できる範囲が拘禁措置に比較して極めて限られることから、再犯防止という面でこれが実際に効果を上げるためには、対象の選択、指導の方法、関係者・関係機関との連絡などの面において周到な配慮が必要であり、経験の蓄積による効果的な方法の確立が常に要求されている。

このような特質から、非拘禁措置は、国家間・制度間での比較及び情報の交換が強く求められる分野となっている。さらに、この非拘禁措置は、刑事政策の分野では比較的新しく取り入れられた領域であり、現在もまだあるべき方向や方法を模索している段階にあると言える。

したがって、この措置に関し、各国の現時点までの経験を持ち寄り、互いに情報を交換し合ってその新たな可能性を探求することは、刑事政策の発展のために求められている現代的

な課題でもある。

なお、言うまでもなく、犯罪者の非拘禁措置を導入し、有効に機能させていくためには、その運用の任にある一部の者だけではなく、裁判所、検察庁、矯正施設等各関係機関の適切な関与が必要である。保護観察等の社会的処遇の充実を目指した立法を行いながら、検察官、裁判官等の理解が得られないために、これを十分に機能させることができなかつた例もあるように、この措置を選択肢の一つとして活用するについて関係機関の側に理解がなければ制度の意義は生かされない。その意味で、これらの関係機関としての立場から、どのように制度を活用し、実施機関との連携をとっていくべきかを話し合うことも、この制度の発達にとって重要である。

国連は、1990年に「非拘禁措置に関する国連最低基準規則」（原案が国連アジア極東犯罪防止研修所において起草されたところから、「東京ルールズ」と呼ばれている）を定めて、多様な非拘禁措置の在り方についてのガイドラインを示し、更に1993年には、本基準規則の解説を示した。実務上の運用範囲が広く、普及の程度にも大きく差がある非拘禁措置に一定の基準を設け、その適用の拡大を呼び掛けている本基準規則の意義は大きい。

国連総会における採択から5年が経過した現在、本基準規則が各国によって、どのように受け入れられてきたかについても関心が持たれるところである。

本研修コースにおいては、この東京ルールズの諸原則に照らし、また、各国の制度を相互に比較しながら、非拘禁措置に関する各国の実情を検討・評価し、非拘禁措置の今後の在り方について討議する。特に数多い論点の中から、主要なものとして次の4つの事柄に焦点を当て、討議を行うことを予定している。

- ① 未決段階における非拘禁措置の在り方について
- ② 判決段階における非拘禁措置選択の在り方について
- ③ 保護観察とその他の自由刑代替処分の現状と将来について
- ④ 受刑者の早期釈放に関連した施設内処遇の在り方及び釈放後の指導の在り方について

5. 研修項目・研修方法

主要項目	課題構成	(時間)	
1) 日本の刑事司法	①日本の犯罪情勢	2	教官による講義により我が国の刑事司法制度についての基本的知識を与える。
	②日本の刑事司法制度の概要	10	
	③刑事司法の国際協力における国連アジア極東犯罪防止研修所の役割	2	
2) 日本の犯罪者非拘禁措置の制度の実情と今後の展望について	①日本の検察制度の特色と非拘禁措置の運用	2	我が国において指導的な役割を果たしている実務家、学識経験者を招き、研修員との討論を交えた講義を行う。
	②日本の矯正行政の特質及び仮釈放の運用	2	

主 要 項 目	課 題 構 成	(時間)	
	③日本の更生保護行政の特質及び運用	2	
	④犯罪者の社会内処遇における被害弁償等	2	
3) 世界的視野から見た犯罪者非拘禁措置の制度の実情と今後の展望について	①各国における保護観察制度の趨勢 ②アメリカにおける保護観察及び仮釈放制度 ③アメリカにおける保護観察の法律的側面 ④スウェーデンにおける動向 ⑤ケニアにおける動向 ⑥タイにおける動向 ⑦フィリピンにおける動向 ⑧シンガポールにおける動向 ⑨マレーシアにおける動向	4 4 4 4 2 2 2 2 1	イギリス、アメリカ等8か国から9名の実務家、学識経験者を招き、研修員との討論を交えた講義を行う。
4) 各国の犯罪者非拘禁措置の比較研究	研修員による個人発表と全体討議	28	研修員による自国の現状の報告とそれをめぐる討論により、各国の現状を比較研究する。
5) グループ研究	テーマ別の小集団討議及び討議結果についての全体討議	62	研修員が実務上当面している問題別に4つのグループに分かれ、討議を重ねて、問題の解決策を探る。
6) 保護司との討論	わが国の保護司と研修員の討論	2	我が国の保護司10名程度を招き、それとの討論を通じて保護司制度への理解を深め、刑事司法における民間人の参加について研究する。
7) フィールドワーク	矯正保護施設における実務実習	8	研修員が数グループに分かれて、犯罪者処遇施設に赴き2日間にわたり犯罪者処遇の実務を体験する
8) 刑事司法諸機関訪問	最高裁、法務省及び警察、検察、裁判、矯正、保護、関係機関 計18ヶ所	34	警察から犯罪者の更生施設に至る刑事司法機関のすべてを網羅して見学し日本の刑事司法の現状を学ぶ。
9) その他の社会見学	自動車工場他	22	我が国を代表する産業、文化施設を見学し、我が国の産業文化、社会についての理解を深める。

平成8年度犯罪防止（矯正保護）コースⅡ研修日程表

	月	火	水	木	金	土	
I	4 / 15	オリエンテーション 教員面接 次期研修 外国人登録	CJSJ 1 (東京・山形) CJSJ 2 (奈良・山下) 日本研修室 1	CJSJ 3 (徳川・高松) CJSJ 4 (徳川・吉田) 日本研修室 2	高尾山 (徳川)	20 週末	
	4 / 22	* CJSJ 5 (徳川・高松) CJSJ 6 (少年) 日本研修室 3	* IP 1. 2. IP 3. 4. 5. 日本研修室 4	* IP VISIT 岡山地検 ・徳川地検 (徳川) VISIT 神戸(高松) 東京地検 (高松) 日本研修室 (山形)	* IP 6. 7. IP 8. 9. 10. 日本研修室 5	UNAFEL OLYMPICS (山形)	27 週末
II	4 / 29	* 国民の休日	IP 13.14 IP 15.16.17. 日本研修室 6	IP 18.19 IP 20.21 日本研修室 7	GW 1 VISIT 最高検庁所 (高松) ACPFパーティ	憲法記念日	4 (高松祭り (高松))
	5 / 6	* 国民の休日 茶会 (小長井)	* IP 22.23 IP 24.25.26 日本研修室 8	IP 27.28 GW 2 IP 打ち上げ	日光 旅行 10 松本刑務所 (高松)		11 週末 ACPF研修1
III	5 / 13	GW 3 保護司研修 (小長井) パーティ	VE ハリス氏1 AD-BCC 日野局長 (高松)	* IM 1 AD-BCC クラート氏 日野局長 (ACPF研修)	VE ハリス氏1 AD-BCC 藤本教授 (高松)	VE ハリス氏2 GW 4	18 東京地検 (高松)
	5 / 20	VE ハリス氏2 GW 5	VISIT 研究会 (高松) VISIT (高松) 東京地方裁判所	GW 6 AD-BCC 日野局長 (高松)	スタディーツアー 24 1日地検 (高松) 2日地検 (高松)	3日刑務所 (高松) 4日地検 (高松)	25 週末 ACPF研修2
IV	5 / 27	GW 7 AD-BCC 保護司長 (小長井)	GW 8 VE テルカーマン氏1 日野局長 (高松)	VISIT 刑務所 (高松) VE クー氏 日野局長 (ACPF研修)	VE テルカーマン氏2 GW 9	VE 日野局長 GW 10	6 / 1 郷土の森 (高松)
	6 / 3	VE エスタシオ氏 IM 2 琴コンサート(村井)	IM 3 GW 11	GW 12 GW 13 (ペーパーLH提出)	GW 14 GW 15	GW 16 GW 17	8 週末 ACPF研修3
V	6 / 10	VE キタク氏 VE ベリマン氏1	VISIT 国会議事堂 (小長井) VISIT 警視庁 (高松)	VE ベリマン氏2 日野局長 (高松) GW 18	GW 19 VISIT 府庁警察署 (山形)	REF GW20 (GWペーパー提出 パーティ)	15 11(高松)
	6 / 17	VISIT (高松) 東京少年検庁 VISIT (高松) 日野局長 ACPF研修パーティ	PM 1 PM 2	PM 3 PM 4 ACPF研修パーティ	GW 21 AD-BCC 刑務局長 (高松)	GW 22 VISIT 日野局長 (高松)	22 週末 ACPF研修4
VI	6 / 24	RB 1 RB 2	26 西 旅行	27 西 旅行	28 西 旅行		29 週末 ACPF研修5
	7 / 1	VISIT (高松) 日産村山口場 法務大臣との懇談会 ホームパーティ	REF REF	AD-BCC 日野局長 (高松) REF	全体評価 閉講式 FIREFEL PARTY	研修員退所	6

- 午前9:40~10:40 11:00~12:00 午後1:40~2:40 3:00~4:00
 *午前9:40~10:40 11:00~12:00 午後1:20~2:20 2:40~3:40 4:00~5:00
- CJSJ : CRIMINAL JUSTICE SYSTEM IN JAPAN (日本の刑事司法制度)
 IP : INDIVIDUAL PRESENTATION (個人発表)
 REF : REFERENCE (自習)
 GW : GROUP WORKSHOP (グループワーク)
 IM : INTERMEDIATE MEETING (中間発表)
 PM : PLenary MEETING (全席発表)
 RB : REPORT BACK (レポート作成・提出)
 GF : GROUP FORUM (グループフォーラム)
- VE : VISITING EXPERT (客員講師)
 AD-BCC : (研修講師)

1. コース名等

(1) コース名

和 文：犯罪防止（刑事司法）コースⅡ

英 文：Group Training Course in Crime Prevention
(The Administration of Criminal Justice Ⅱ)

(2) 研修期間：平成8年8月26日（月）～同年11月24日（日）

(3) 定 員：15名

2. コースの目的

この研修は、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)設立の趣旨に従い、同研修所および国際協力事業団が、広く国内外からの、研修員の参加を募り、我が国ならびに、アジアを中心とする諸外国における、刑事司法に関する諸問題を検討することにより、地域諸国における刑事司法制度の発展と有効な犯罪防止施策の実行に寄与し、併せて関係国の相互理解を図ることを目的としている。

3. コース開設の背景

国連アジア極東犯罪防止研修所は、昭和36年に国際連合と日本政府との間に締結された「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて設立され、37年からアジア極東地域における警察・検察・裁判・矯正・保護その他の刑事司法関係機関の中堅幹部職員を対象に犯罪・少年非行の防止及び処遇に関する研修を実施してきた。

現在、研修は、「矯正保護」・「刑事司法」・「上級」の3コースより構成されておりそれぞれ年間1コースを実施している。3コースの実施回数は設立時より今回まで、104回（他に特別コース3回）に及び、当コースに限って言えば昭和44年度から今回まで28回を数えている。

4. 到達目標

本研修の主要課題は、「刑事司法における国際協力」である。

近時における交通機関や情報伝達手段の飛躍的発達に伴い、国際的な人的・物的交流や情報の交換がますます盛んになってきている。このような国際化の流れは、経済活動の分野にとどまらず、あらゆる社会活動において、年々、加速されていく傾向にある。

犯罪もこの例外ではなく、多数の国家間にまたがる薬物取引犯罪、武器密売事犯、人身売買事犯、詐欺事件や不正な金融取引を含む経済事犯、国際的テロ行為等の国際犯罪が後を絶たない。これらの犯罪者の背後には、国際的な犯罪組織が存在することが多く、ある国による検挙、処罰を免れるために犯罪実行者を他国に逃走させ、あるいは、コンピュータネットワーク等の最新通信手段を利用するなどして、その組織を維持し、不法収益を確保している。また、このような国際的な犯罪組織だけではなく、通常の犯罪においても、国際交流が進む中、犯人、被害者、目撃者等の事件関係者が外国人であったり、犯行場所、逃走場所、重要証拠の存在場所が外国であるケースも増えている。

このように、犯罪を犯す側においては、既に、人為的な国境線の存在は問題ではなく、「ボーダーレス」の時代に入っているのである。これに対して、こうした犯罪を防止し、取り締まる側がそれぞれの国の国境線の内側で、しかも、その国の刑事司法機関だけで対応していたのでは、十分な成果を上げることができない。

こうしたことから、捜査段階及び公判段階における国際協力や逃亡犯罪人引渡しにおける国際協力の必要性がますます高まっているのである。

また、このような国際化の結果として、当該国の法制度に通じないのみならず、言葉、社会、文化、宗教、慣習に通じない外国人被疑者・被告人や受刑者が増え続けているのである。外国人被疑者・被告人については、通訳人及び弁護人の確保等刑事手続における基本的人権の保障が問題となり、外国人受刑者に対しては、自国民との相違を考慮した人道的処遇の在り方や家族等受刑者側関係者と隔絶された環境における受刑の可否が問題とされる。

このような状況の下で、刑事手続の移管や受刑者の移送の可否が議論されるようになってきているのである。

他方、こうした刑事司法機関による権限の行使は、国家主権の重要な一部であることから、経済等の分野に比して、相互協力実現の障壁が多数あることも事実である。例えば、法制度の相違に始まり、国際協力に関する従来諸原則、すなわち相互主義、双罰主義等についての解釈の相違、犯罪人引渡しにおける引渡拒否事由の相違がその例であり、また、条約前置主義の採否も大きな問題である。

しかし、刑事司法における世界の情勢を見るに、航空機の不法な奪取の防止に関する条約（ハーグ条約）等は、締約国に容疑者の引渡し又は自国の権限ある当局への事件付託義務を認め、麻薬及び向精神薬不正取引防止条約は、容疑者の引渡しを拒否する場合には自国の裁判権を設定するよう求めるなど、国際協力を行うための枠組みを定めており、第8回国連犯罪防止会議は、「犯罪人引渡し」、「刑事司法共助」、「刑事手続の移管」及び「受刑者の移送」に関するモデル条約を採択している。また、欧米諸国を中心に、外国人受刑者問題への一解決策として「受刑者の移送」に関する条約を締結している国もあり、従来国家主権の概念に大きな変容を与える結果となっている。

欧米諸国は、文化、社会、慣習、法制度、言語等の基本的諸条件において相互に比較的類似していることから、国際協力を実現しやすいという特性があり、これがそのまま他の地域、例えば、アジア太平洋地域に通用するとは限らない。しかし、国際協力に関する従来諸原則を前提に、できるだけこれらと調和を図り、時にはこれらを見直し、現代の国際化社

会に対応した国際協力の体制を構築しようとする態度は共有しなければならない。現実には、大陸法系の国と英米法系の国との間の条約もあれば、アジアにも欧米諸国との間で条約を締結している国があることなどにかんがみると、その感を強くする。

このような観点からすれば、発想を柔軟にし、例えば、そもそも条約がなければ国際協力ができないものか、相互主義の確保を前提に国内法制で柔軟に対応するほうが今後の更なる国際交流の激化に対応できるのではないか、あるいは、外国人受刑者を自国の費用で処遇する必要があるのか、本国での社会復帰に役立つのか、という点にまで立ち返って議論する必要がある。

上記の趣旨に基づき、本研修では、各国の刑事司法における国際協力の実情を踏まえ、これに対する問題点を取り上げ、これを解決するために各分野でどのような措置を採ることが最も適切であるかを討議する機会を提供しようとするものである。

したがって、本研修で検討すべき主要な論点を挙げれば次のとおりとなる。

- ① 各国の刑事司法運営において、国際協力を必要としている犯罪及び犯罪者の実情
- ② 各国における犯罪人引渡しに関する法制度及び条約並びにこれらを実施する際の問題点とその対策
- ③ 捜査段階及び裁判段階における国際協力に関する法制度及び条約並びにこれらを実施する際の問題点とその対策
- ④ 外国人犯罪者の刑事手続上の取扱いにおける問題点とその対策
- ⑤ 犯罪者処遇の改善を図る上での国際協力について

5. 研修項目及び研修方法

コースは、今回の研修のテーマについて各研修員が自国における現状と問題点及び対策について個人発表を行い、各国の諸制度及びその運営を比較検討する「比較研究」、刑事司法における国際協力に関連する諸問題について数名の少グループで討議するグループワークショップ並びにグループワークショップの結果報告に基づいて総括討議を行う「全体討議」を柱とし、更に日本政府が本コースのために招聘する外国人客員専門家及び特別講師、国連アジア極東犯罪防止研修所教官等による講義並びに警視庁、検察庁、裁判所及び矯正施設等関係施設の見学によって構成されている。その詳細は、次頁表及び付表2「見学先等受入機関及び連絡先」のとおりである。

主要項目	課題構成	時間配分			指導内容及び指導方法
		講義	実習	現講	
A) 日本の刑事司法	日本の刑事司法制度の概要	10			日本の刑事司法制度の全般を紹介し、これについての基本的な知識を与える。
B) 諸外国における刑事司法及び国際協力	1) オーストラリア 2) フランス 3) ドイツ 4) タイ 5) イギリス 6) アメリカ	4 4 4 4 8 8			この分野における先進的諸国の制度、運用、思想を説明する。
C) 日本における刑事司法及び国際協力	1) 検察 2) 施設内処遇 3) 社会内処遇 5) 裁判 4) その他	8 2 2 2 4			日本の各刑事司法分野における国際協力について詳細に説明する。
D) 参加各国における刑事司法及び国際協力の比較研究	研修員が自国の刑事司法及び国際協力について報告し、各国の比較研究をする。		27		各国の制度、運営を比較研究することにより、これらの改善策について認識を深めさせる。
E) 少グループによる実務研究	刑事司法における国際協力に関する諸問題について、少グループの討議によって解決策を探る。		34		10名前後の研修員からなる少グループを構成し、刑事司法における国際協力に関する諸問題を討議させ、その解決策を提示する。
F) 全体討議	少グループによる実務研究の結果を報告し、全体討議によって解決策を探る。		12		少グループによる実務研究の結果を踏まえ、刑事司法における国際協力に関する諸問題を討議させ、これについての認識を深めさせるとともにその解決策を提示する。
G) 日本の刑事司法及び国際協力の実体	1) 警察 2) 検察 3) 裁判 4) 施設内処遇 5) 社会内処遇 6) その他			4 3 4 5 2 4	

平成8年度犯罪防止（刑事司法）コースⅡ研修日程表

	月	火	水	木	金	土	
I	9	研修が入所 歓迎リマークス オウエンテーション 自己紹介(既)	所長挨拶	CJSJ 1 (豊原・小野氏)	CJSJ 3 (松本・真野)	CJSJ 5 (松本・小長井)	7 富士山 (JICA)
	2	歓迎会	次長挨拶	CJSJ 2 (松本・赤松)	CJSJ 4 (松本・真野)	AD-HOC ACPF研修 数回 既	
II	9	IP 1, 2	IP 5, 6	IP 7, 8	IP 12, 17	13 尾尾山	14 週休日
	9	IP 3, 4	AD-HOC 研修員12回(既)	IP 9, 10, 11	VISIT(既, 既) 東京地検・大塚支検 東京地検支所		
III	9	研修休 日	IP 14, 15	次長挨拶 2 (田原協力)	VISIT 国会 (松本)	* IP 19, 20	21 週休日
	16		IP 16, 18	研修員長 (赤松)	VISIT 検察庁検事 (高野)		
IV	9	研修休 日	VE 1 7/10/21-1氏 1	IP 27, 28	日光 旅行 27	* IP 19, 20	21 週休日
	23		IP 24, 25, 26	VE 2 7/10/21-1氏 2			
V	9	VE 3 サガラ氏 1	VE 4 ションブルグ氏 1	VE 5 サガラ氏 2	千原 スタディツアー 新日鐵西工場 千原地検本署1支所 千原刑本署1支所 (真野, 小長井)	4	5 週休日
	30	AD-HOC 刑事部部長(高野)	GW 1	GW 2			
VI	10	VE 6 クロース氏 1	VE 7 ションブルグ氏 2	VE 8 クロース氏 2	体 育 の 日	VE 9 7/10/21氏 1	12 競馬場
	7	GW 3	GW 4	AD-HOC 矯正局長 (真野)			
VII	10	VISIT 野中刑務所 松本刑務所研修 (小長井)	VE 10 7/10/21氏 2	GW 6	PM	PM	13 週休日
	14	研修会	GW 5	AD-HOC 公安局長 (松本)			
VIII	10	VE 11 7/10/21氏 1	VE 12 7/10/21氏 2	VISIT 重役庁 (赤松)	VE 14 カーン氏 2	25 WORKING GROUP OR EXTRADITION	26 週休日
	21	GW 8	VE 13 カーン氏 1	VISIT 駐米大使 (赤松)			
IX	10	GW 10	教育研修 (高野)	VE 16 7/10/21氏 2	長野 旅行 11	(次長, 赤松, 真木)	2 週休日
	28	VE 15 7/10/21氏 1	GW 11	AD-HOC 駐米大使 (赤松)			
X	11	研修休 日	GW 12	PM	GW 13	GW 14	9 週休日
	4		PM	PM	REF	GW 15	
XI	11	RB	13 西 旅 行			16 週休日	
	11	RB	14 第六管区海上保安本部 京都市内見学 (所長, 山下, 小長井, 真野)				
XII	11	VISIT 長野地検支所	REP	REF	全体研修	22 研修員送別	23
	18	REP ホームパーティ	VISIT 7/10/21氏 1	REF	研修会		

午前9:40~10:40 11:00~12:00 午後1:40~2:40 3:00~4:00
 *午前9:40~10:40 11:00~12:00 午後1:20~2:20 2:40~3:40 4:00~5:00

CJSJ : CRIMINAL JUSTICE SYSTEM IN JAPAN (日本の刑事司法制度)
 IP : INDIVIDUAL PRESENTATION (個人発表)
 REF : REFERENCE (参考)
 GW : GROUP WORKSHOP (グループワーク)
 PM : PLENARY MEETING (全体討議)
 RB : REPORT BACK (レポート作成・提出)

VE : VISITING EXPERT (客員専門家)
 AD-HOC : (特別発表)
 WP : ワークショップ クラス

(1) セミナー名等

1. セミナー名

和文：犯罪防止（上級）セミナーⅡ（準高級）

英文：SEMINAR ON CRIME PREVENTION (SENIOR SEMINAR II)

2. 研修期間：平成9年1月20日～3月2日

3. 定員：20名

(2) セミナーの目的

本セミナーは日本及びアジアを中心とする諸外国における犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題を総合的に検討することにより、関係諸国における刑事司法行政の促進と発展に寄与し、併せて関係諸国間の相互理解と親善を図ることを目的とする。

(3) セミナー設立の背景

昭和36年に国際連合と日本国政府との間に締結された「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」に基づいて国連アジア極東犯罪防止研修所が設立され、昭和37年からアジア極東地域諸国における警察、検察、裁判、矯正、保護その他の刑事司法関係機関の高級・中堅幹部職員を対象に犯罪、少年非行の防止及び犯罪者・非行少年の処遇に関する国際研修並びに高官向けセミナー等を実施することとなった。

その後多様化しつつ増大する各国のニーズに対応するため、昭和44年度（1969年）から本研修コースは「犯罪防止（矯正保護）コース」、「犯罪防止（刑事司法）コース」、「犯罪防止（上級）セミナー」（高官セミナー）に分けられ、各コースを毎年1回行い、現在に至っている。

これら3コースの研修実施回数は設立時より、平成8年度犯罪防止（上級）セミナーまでで、延べ105回（他に特別コース4回）に及び、うち「犯罪防止（上級）コース」は、昭和44年度より平成8年度まで30回実施している。

(4) 到達目標

本セミナーの主要課題は、「公務員による腐敗行為の防止のための効果的な刑事司法の運営」である。公務員による腐敗行為は、公務員の職務の廉潔性、中立性を失わせ、国民の中央・地方政府や行政機関に対する不信感や不公平感を醸成し、時には国や地方の統治機構や経済基盤を揺るがしかねない重大な問題であり、その防止と摘発の必要性は改め

ていうまでもないところである。

しかるところ、近年多くの国において、中央政界や大企業を巻き込んだ大規模なとく職事犯から、中央・地方の官僚さらには末端公務員によるとく職事犯まで、様々な形態のとく職事犯が多発しているほか、公務員がその地位に関連して不正な利益を獲得しようとする事案が後を絶たない。これに加え、最近、企業の海外での経済活動に関連し、企業が外国において有利な地位を得ようとして、外国政府の公務員に贈賄する事件の発生も伝えられている。なお、本セミナーにおいては、「公務員による腐敗行為」は、とく職事犯に限定せず、公務員の地位や職務を利用して行う横領、背任、詐欺、脱税等をも含む腐敗的な犯罪行為を指すものとし、これらを全般的に議論することとする。また、公務員は、国家公務員であると、地方公務員であるとを問わず、また、政策決定権限を有する地位にあるものに限ることなく、一般事務職員までを含むものとする。

ところで、このような状況下において、公務員による腐敗行為を防止するとともに、これを有効に摘発し、厳正な刑事処分に付するための効果的な方策を講じることは、刑事司法機関に課せられた重要な責務である。しかし、公務員による腐敗行為、とりわけとく職事犯は、捜査の端緒を得て摘発するまでに大きな困難が伴うものである上、事件関係者の捜査・公判に対する非協力、刑事司法機関の人的・物的な制約と捜査手法に関する法令上の制限、さらには捜査関係者の捜査意欲と技術の不足等、種々の要因が重なり合い、多くの国において刑事司法がこれに有効・適切に対処し得ているか疑問なしとしない。また、公務員の腐敗行為を防止するためには、刑事司法が有効・適切に対処するほかに、公務員の地位、待遇、規律の向上等についても全般的に検討されなければならない。

本セミナーは、各国において、刑事司法の運営の政策決定レベルの地位にある者の参加を求め、各国における公務員の腐敗行為の現状及びこれに対する刑事司法の現状と問題点を明らかにして、この種事犯に対し、より効果的に対応できる刑事司法制度の在り方を探求し、これを適正に運営するための具体的方策を検討するとともに、公務員による腐敗行為の原因や背景事情を明らかにしようとするものである。刑事司法がこの種事犯に適切に対処するためには、まず、独立性・中立性をもった捜査機関と裁判機関の存在が不可欠であろう。また、その摘発及び捜査に関しては、捜査担当者の専門的知識と捜査技術を向上させる一方、免責制度、ワイヤー・タッピング等、より有効な捜査手法の導入を検討し、公判、判決段階においては、主観的要素の立証責任の転換等の特別な証拠法則の採用を検討するとともに、迅速な裁判を実現し、適正かつ効果的な量刑を行うための方策を検討するなど、それぞれの手続的段階において、効果的な対応策を具体的に講じることが肝要であろう。さらに、刑事司法の運営に携わる者は、この種事犯を防止し摘発する観点から、公務員の採用、待遇、規律、内部監査、懲戒等の在り方及び刑事司法との連携の在り方等について、中央・地方の行政機関等との連携に努める必要があると思われる。もとより、刑事司法関係者も腐敗行為と決して無縁ではあり得ず、刑事司法は、自らの腐敗行為防止にも努力しなければならない。

以上をもとに、本セミナーで検討すべき主要な論点は次のとおりである。

① 公務員による腐敗行為の実情等

- ② 公務員による腐敗行為に対する刑事司法の対応上の問題点と対策
- ③ 公務員による腐敗行為の一般的な防止方策
- ④ 刑事司法機関内部における腐敗行為とその防止方策

(5) 研修項目及び研修方法

セミナーの構成はテーマについて各研修員が自国における現状と問題点及び対策について個人発表を行い、そこで提起された問題点について総括討議を行う「比較研究」、及び重要問題について全体で討議する「ジェネラル・ディスカッション」を柱とし、日本政府が本セミナーのために別途招へいする外国人客員専門家及び特別講師、アジア極東犯罪防止研修所教官等による講義及び裁判所、法務省等関係機関施設の見学となっている。

その詳細は下表及び付表2「見学先等受入機関及び連絡先一覧表」のとおり。

主要項目	課題構成	時間配分(時間)			指導内容及び指導方法
		講義	実習	現講	
(A) 欧州(主として、ドイツ・米国・仏国・フィンランド・カナダ)・アジア太平洋地域(主としてフィリピン)	1) ドイツ 2) 仏国 3) フィンランド 4) カナダ 5) 米国 6) 香港 7) フィリピン	2 2 2 2 2 2 2			この分野における諸国の制度・運用・思想を説明する。
(B) 参加各国における犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題の比較研究	セミナー参加者が、自国の犯罪防止のための刑事司法運営を報告し、各国との比較研究を行う。		24		各国の制度・運営を比較研究することにより、これらの改善策について認識を深めさせる。
(C) 全研修員による実務研究	研修員の当面する問題を、全体討議によって解決させる。		10		全研修員が重要課題について討議し、その解決策を提示する。
(D) 日本の刑事司法の実態	1) 検察 2) 裁判 3) 矯正・保護			2 2 4	日本の刑事司法の実態について理解を深めさせる。

參考資料 14. 研修員受入実績

犯罪防止（矯正保護）コース
 国別年度別受入実績

国名	昭和											平成							合計
	40～ 55	56	57	58	59	60	61	62	63	元年	2	3	4	5	6	7			
バングラデシュ	7		1		1	1											10		
ブータン																1	1		
ブルネイ								1						1	1	1	4		
カンボディア	2															1	3		
中国					1	1	1	1	1	1		1			1	1	9		
香港	15		2	2	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	30		
インド	16		1			1		1			1		1	1	1	1	24		
インドネシア	15		1	1									1	1	1		20		
大韓民国	15		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	28		
ラオス	5																5		
マレーシア	24		1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	37		
モンゴル														1			1		
ミャンマー	1															1	2		
ネパール	11		1	1		1	1					1		1	1		18		
パキスタン	10		1			1	1				1		1				15		
フィリピン	20		1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	38		
シンガポール	16		2	2	1	1					1	1	1	1			26		
スリ・ランカ	16			1	1	2		2	1	2	2	2	1	1		1	32		
台湾	10																10		
タイ	21		1	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1		1	39		
ヴェトナム	7																7		
アフガニスタン	4																4		
イラン	11																11		
イラク	8		1	1	1	1	1										13		
ヨルダン											1						1		
サウディ・アラビア									1	1	1						3		
スーダン							1										1		
トルコ								1									1		
エチオピア	1																1		
ガーナ																1	1		
ケニア					1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	9		
レソト								1					1				2		
ナイジェリア							1				1	1	1				4		
セイシェル													1				1		
タンザニア							1								1		2		
ザンビア															1		1		
ジンバブエ													1		1		2		
ブラジル	1				1					2	1		1				6		
チリ			1									1					2		
コスタ・リカ												1(1)					1(1)		
エクアドル	1																1		
ホンデュラス																1	1		
ジャマイカ				1			1										2		
ペルー			1				1	1									4		
セント・ルシア								1	1								2		
フィジー	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	15		
バブア・ニューギニア			1	1	1	1			1	2	1	1	1	1	1	1	13		
ソロモン諸島									1								1		
トンガ	3																3		
ヴァヌアツ																1	1		
西サモア	1																1		
マーシャル諸島									1	1							2		
ハンガリー														1(1)			1(1)		
合計	242	0	18	16	14	16	17	14	16	19	19	16(1)	16	16(1)	15	18	472(2)		

()内は個別研修員

犯罪防止（刑事司法）コース
 国別年度別受人実績

国名	年度	昭和44 ~55年	56	57	58	59	60	61	62	63	平成 元年	2	3	4	5	6	7	計
バンラダシ	6	2	1		1	1		1							1	1	1	15
ブータン																1	1	2
カンボディア	2																	2
中国				1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	10
香港		2	1	1	1	1												6
インド	10		1	1	1	1				1	1	1		1		1	1	20
インドネシア	11	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	26
韓国	12	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
ラオス	6																	6
マレーシア	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			21
ミャンマー	1			2														3
ネパール	7	1	1	1	1	1				1	1		1	1	1	1	1	19
パキスタン	9	2		1									1	1	1	1	1	17
フィリピン	12	1	1	1		1	1	2	1	2	2	1			1	1	1	28
シンガポール	13	1	1	1		1	1			1	1	1	1	1	1			24
スリランカ	11	1	1	2	1	1				1		1	1	2	1	1	1	25
台湾	2																	2
タイ	12	1	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	1	2	1	2	1	35
ヴェトナム	3																	3
アフガニスタン	8																	8
イラン	11																	11
イラク	5							1										6
ジョルダン										1								1
モロッコ				1														1
サウディ・アラビア								1	1		1							3
スーダン	1		1		1		1	1	1	1	1	1						9
トルコ	1																1	2
エチオピア															1(1)			1(1)
ギニア					1													1
ケニア										1	1	1	1				1	5
レソト									1									1
リベリア								1										1
ナイジェリア													1					1
クンザニア			1							2	1	1	1	1		1		8
ザンビア											1						1	2
アルゼンティン								1						1				2
ボリヴィア															1			1
ブラジル	2		1															3
チリ		1												1				2
コロンビア					1	1	1	1						1				5
コスタリカ				1						1	1	1						4
パナマ	1																	1
ペルー				1	1		1	1								1	1	6
ヴェネズエラ												1			1		1	3
フィジー	1	1		1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	13
ミクロネシア	1																	1
ナウル																	1	1
バブニューニ	2	1			1	1						1	1		1			8
トンガ	1																	1
西サモア	1																	1
マーシャル諸島																1		1
マケドニア																	1(1)	1(1)
合計	160	18	14	19	17	15	16	15	17	17	17	17	15	17	15	16	19	407

* () 内は個別研修員

犯罪防止（上級）コース
 国別年度別受入実績

国名	昭和	平成														合計	
	44～ 55	56	57	58	59	60	61	62	63	元年	2	3	4	5	6		7
バングラデシュ	3		1	1	1	1	1		1	1			1	1			12
ブルネイ								1									1
カンボディア															1		1
中国			1					1	1	1	1	1	1				8
香港	3			1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	13
インド	15	1	2	1	1	1	1	2			1	1	1	1	1	1	29
インドネシア	14	1		1		1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	29
大韓民国	11	1	1	1	1	1		1			1	1	1	1	1	1	23
ラオス	4																4
マレーシア	11	1	2	1		1	1	1	1	2	2	1	1		1	1	27
ネパール	10	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	22
パキスタン	8	1	1	1	1	1		1		1	1	1	1	1	2	1	22
フィリピン	9	2	1		1	1		2	1	1			1	1	1	1	22
シンガポール	10	1	1		1							1	1	1			16
スリ・ランカ	10	1	1	1	1	1	1	1	2	3	1	1	1		1		26
台湾	1																1
タイ	13	1	2	1	2	1	2	1	2	2	1	2	1	1		1	33
ヴェトナム	4														1	1	6
アフガニスタン	7																7
エジプト															1	1	2
イラン	7																7
イラク	6		1		1												8
モロッコ		1	1	1								1					4
オマーン														1		1	2
サウディ・アラビア				1	1		1	1	1		1	1	1				8
スーダン			1	1	1	1	1	1	1	1							8
トルコ				1											1	1	3
アラブ首長国連邦		1															1
ボツワナ											1	1					2
象牙海岸																1	1
エチオピア				1													1
ガーナ		1															1
ギニア	1										1						2
ケニア						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	12
モザンビーク										1	1					1	2
ナイジェリア					1			1	1								4
タンザニア							1	1				1			1		4
南アフリカ																1(1)	1(1)
スワジランド												1	1				2
セイシェル																1	1
ウガンダ													1				1
ザンビア														1			1
ジンバブエ																1	1
アルゼンティン										1	1					1	3
バルバドス										1							1
ボリビア																1	1
ブラジル		1				1				1	1		1				5
チリ														1			1
コロンビア				1													1
コスタ・リカ	1	1	1	1	1	1											6
エクアドル							1	1	1	1		1					5
グアテマラ									1								1
ホンデュラス							1										1
ジャマイカ	1	1					1										3
パナマ							1						1		1		3
パラグアイ	1					1			1	1	1	1	1	1	1		9
ペルー	1			1	1	1	1	1			1	1	1				8
ヴェネズエラ							1					1		1	1	1	5
フィジー			1	1		1	1		1	1		1(1)		1			8(1)
バブア・ニューギニア						1	1					1	1	1	1	1	7
ソロモン諸島										1						1	2
トンガ	2	1		1	1				1								6
西サモア	1									1							2
マーシャル諸島															1		1
ブルガリア														1(1)			1(1)
ポーランド													1				1
合計	154	18	19	20	18	18	22	19	23	24	17	23(1)	22	20(1)	21	24(1)	462(3)

() は内閣別研修員



JICA